

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事概要

福島地方裁判所

日 時 令和元年5月21日（火）午後2時～午後4時

場 所 福島地方裁判所裁判員候補者待合室（3階）

出席者 司会者 柴田雅司（福島地方裁判所部総括判事）

法曹出席者 齋藤岳彦（福島家庭裁判所判事）

菊池眞由美（福島地方裁判所判事補）

田中邦彦（福島地方検察庁検事）

鈴木雅貴（福島県弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番 60代女性

2番 60代男性

3番 30代男性

4番 60代男性

報道機関 司法記者クラブ10社

本意見交換会の趣旨説明等

司会者

これから裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を始めます。私は、司会を担当します福島地方裁判所部総括裁判官の柴田と申します。よろしくお願い申し上げます。

法律の専門家ではない一般の市民の皆様に刑事裁判に直接参加していただくことにより、刑事裁判を国民の皆様に根ざしたよりよいものとしていくことを目的として始められた裁判員制度ですが、本日、その開始から10周年が経過しました。この10年間で、全国では1万件以上の裁判員裁判が行われ、ここ福島地裁本庁では、57件が行われました。そして442名の方に裁判員、補充裁判員としてご協力をいただきました。本日は、福島地裁本庁で行われた裁判員裁判で裁判員、補充裁判員を経験された方々の中から4名の方にお越しいただいて、裁判に参加したご感想や、裁判員制度、裁判所、そして法曹三者などに対する御意見をうかがうことにより、裁判員裁判の審理、評議、判断、そして接遇面を含む運営全般について、不断

の改善を図る参考とさせていただきたく存じます。忌憚のないご意見をいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

自己紹介等

司会者

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

齋藤裁判官

家庭裁判所の裁判官をしております齋藤と申します。昨年度は、右陪席裁判官として2件の裁判員裁判に関与しました。

菊池裁判官

福島地裁刑事部の判事補の菊池と申します。昨年1月に福島地裁に着任し、裁判員裁判を3件担当しました。裁判員経験者の皆様から伺った御意見を、今後の裁判に活かしていきたいと考えています。

田中検察官

福島地検の検事の田中と申します。昨年4月に福島地検に着任し、昨年1件、殺人、死体遺棄の事件を担当しました。検察庁としましても、様々な立証上の工夫をしていますが、それが裁判員の方にどのように映っているのか、本日は、色々な感想を聞かせていただきたいと考えております。

鈴木弁護士

弁護士の鈴木雅貴と申します。弁護士としては7年目で、以前は1年に1件程度裁判員裁判に関わっており、5件程度担当いたしました。裁判員の方に分かりやすく伝えるために毎回工夫しながらやってきていましたが、本日は、様々な御意見を伺って、さらに考えを深めていきたいと考えております。

総括的な御感想

司会者

それでは裁判員経験者の方の御紹介をさせていただきつつ、まずは総括的な感想をいただきたいと思います。1番、2番の方は昨年12月に判決のあった殺人・傷害致死等の事件に裁判員又は補充裁判員として御協力をいただきました。長く時間のかかった事件であり、大変だったかと思いますが、いかがですか。

裁判員経験者1番

選ばれたときはびっくりしました。審理については、中間論告や中間弁論がある

など、長い公判審理でしたが、自分としては長い印象はなく、毎日新鮮な発見があり、充実していて、とても有意義な経験でした。裁判員を経験したことは、私の人生において宝物の一つとなりました。

裁判員経験者 2 番

最初は「選ばれてしまったな」と思いましたが、実際に裁判に関わってみると、一つ一つ積み上げていく作業など、厳格にやられている印象で、とても充実しており、3週間あっという間だった印象です。

司会者

3番、4番の方には、裁判員として、今年の1月に行った建造物侵入・強盗強制性交等事件を担当していただきました。

裁判員経験者 3 番

4日間の参加となりましたが、2日間は仕事の休みに当たっていたので、負担感はありませんでした。大変有意義な経験でした。刑事事件に対峙することは初めての経験で、自分のメンタルに影響があるのではという漠然とした不安はありましたが、丁寧にサポートしていただいて、その後、心身の不調はありません。裁判員を務めた期間については、真剣にそのことばかり考えていた4日間でした。今は、事件のことを思い出すこともなく、普段通りの生活をしているというところです。

司会者

事件を担当した直後は充実感が残ると思いますが、少し時間が経つと、ストレスをお感じになることもあると思います。今のお話を伺った限りでは、特段の不調もないということで、安心しました。

裁判員経験者 4 番

私は、是非一度体験してみたいと思っていました。丁度、退職して次の仕事という時期で、タイミングも良かったです。実際、良い経験でありました。裁判員として拘束される時間が分からなかったのも、仕事との兼ね合いで心配ではありましたが、4日間ということで、実際は大丈夫でした。非常に良い経験をさせていただきました。

司会者

1番、2番の方の事件のように、15日間だと参加は難しかったですか。

裁判員経験者 4 番

そうですね。

公判審理について

司会者

ここからは、裁判の手続の流れに従って御感想をいただきたいと思います。検察官、弁護人の冒頭陳述の分かりやすさ等についてはいかがでしたか。今後の審理のイメージができましたか。

裁判員経験者 4 番

法律用語がいっぱい出ると思ったら、比較的分かりやすく説明していただいて、資料も工夫されていて、我々でも判断できるというような感じでした。

裁判員経験者 1 番

資料が項目ごとに色分けされていて、それを見ながら説明を聞き、とても分かりやすかったです。どのような証拠を用いて犯罪事実を証明しようとしているのかが分かりました。

司会者

1 番、2 番の方の担当された事件では、事件ごとに手続を分けましたね。まず全体の流れをやって、次に個別の事件を審理したことについて、感想はいかがですか。

裁判員経験者 2 番

複数の事案が複雑に絡んでいたもので、一気に審理していたら混乱していたと思います。進め方は良かったのではないかと思います。

司会者

検察官や弁護人のプレゼンテーションの仕方についてはいかがでしたか。

裁判員経験者 2 番

検察官の資料はすんなり入ってきましたが、弁護側については頭に入らなかったという当時の印象でした。

裁判員経験者 1 番

私もそういうイメージで、弁護人が早口だったこともあり、今のは何だったのだろうと疑問を感じるがありました。

裁判員経験者 3 番

検察側の資料については、図解されており、時系列も表で分かりやすかったのが

印象的でした。事実関係に争いがない事案でしたので、すんなり入ってきたということがあります。説得力は、弁護側よりも検察側のほうにあったと思います。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述にはやや性質の違いがあり、これによって受ける印象が異なるということもあるかもしれませんね。弁護人には、細かく疑問を提起するようなところがあったと思います。

証拠調べの場面に移りますが、証拠書類の取調べの読み上げのスピードやトーンはいかがでしたか。その他、証拠が刺激的だったとか、分かりやすさについてはいかがでしたか。

裁判員経験者 1 番

検察官 2 名で被害者と被害者が相談していた弁護士のやり取りを再現したのが印象的でした。生々しく思い、事件の内容について、実際にこういうことがあったのかなという印象を受けました。

裁判員経験者 2 番

練習したのかなという印象もありましたが、分かりやすかったです。証拠については、写真でなくイラストを用いているなど、驚くようなことはありませんでした。気を遣っていただいたのかなと感じるところはあります。

裁判員経験者 1 番

生々しい被害者の怪我の様子も白黒になっていて、配慮してくださっているなどという印象です。気分を悪くするようなことはありませんでした。

司会者

次に証拠書類の量などはいかがですか。

裁判員経験者 3 番

自分の思考として、事件の概要を文章から把握しようとしていました。犯行時は何時くらいでどのくらいの明るさだったかなど、自分のイメージしたものと実際の証拠を摺り合わせていきましたが、文章から映像化したイメージと証拠とに差異がありました。証拠の数としては多くなかったですし、特段分かりにくいという印象もありませんでした。

裁判員経験者 4 番

分かりやすかったです。裁判員裁判でない裁判ではそこまでやらないのでしょ

う。大変に時間をかけて取り組んでいることが分かりました。

司会者

証人や被告人への質問はいかがでしたか。検察官，弁護人の質問内容は，争点を判断するのに必要十分と感じましたか。

裁判員経験者 2 番

質問することは難しいことだと思いますが，全体の流れとしては，どういう回答を得るための質問なのか，分かりやすかったと思います。あまり細かいやり取りは覚えていませんが，良い質問をしていたのではないかと思います。

司会者

3 番，4 番の方の事案では，性犯罪の被害者の方の証人尋問がありましたが，質問の仕方など，いかがでしたか。

裁判員経験者 3 番

事実関係に争いが無いので，質問の趣旨も明確でした。検察官の方が被告人に質問するとき，トーンが上がって強い口調になっているのが印象的で，そのような手法なのかは分かりませんが，被害者側の感情に寄せるような流れを感じました。

裁判員経験者 4 番

性犯罪事案だったので，そこまで克明に聞くのかと思いました。証言が証拠になるのですが，被害者本人が出廷して証言するのはとても勇気のいることだと思います。証言の内容が，判断のために過剰であったということではありません。

司会者

1 番，2 番の方の事案では，被告人質問の後に，被告人の供述調書や取調べ映像を調べましたが，これについてはいかがでしたか。

裁判員経験者 2 番

取調べ映像について自然な様子がそのまま映っているようなもので，見て良かったと思います。文字で書いていることだけとは違ったことが分かったと思います。

裁判員経験者 1 番

あって良かったと思います。被告人の素顔を見ることができたと思いました。映像の印象に流されそうになったというわけではありませんが，法廷での被告人と，取調べ映像での被告人のどちらが本当の被告人なのかと考えた時に，取調べ映像の被告人が本当の姿なのかなと思いました。

司会者

続いて、論告弁論については、いかがでしたか。

裁判員経験者 2 番

「死なせて」「遺棄して」という複数の事案を一緒にせず、一つ一つとしたことで、分かりやすいと感じました。

司会者

ボリュームはいかがでしたか。

裁判員経験者 1 番

複数の事案の内容が酷似していて、用意されていたくらいの資料がないと判断が難しかったと思います。丁度良かったと思います。

裁判員経験者 3 番

A 3 用紙 1 枚にまとまっていたと記憶していますが、カラーで図解されていて、それぞれの論点が分かりやすく書かれていました。評議についても初めてだったので、論告弁論を基に考えました。分量が多すぎることはなく、印象として、ここまで細かく考えていくのだなと思いました。余分だとは思いませんでした。

裁判員経験者 4 番

担当した事案では、量刑のみが問題となっており、それが検察官と弁護人の用意する資料の違いに表れたと思いました。辩护人側として、あまり言えることがないのでだろうと感じました。

田中検察官

1 番、2 番の方の事案の事件現場や被害者の怪我の状況の写真については、オリジナルでないものだったわけですが、生の証拠のほうが良かったとか、イラストだと分かりにくかったということはありませんか。

裁判員経験者 1 番

悲惨な事件だったので、オリジナルの証拠を見ていたら、今、普通の状態ではいられなかったのではないかと思います。

裁判員経験者 2 番

被害者の火傷の部分は生々しかったので、多少配慮して良いのではないかと思います。一方で、骨については、写真でも良かったのではないかと思います。

田中検事

火傷の写真については、いかに苛烈な暴行であったかを見ていただきたいということもありました。検察官は、被害者や御遺族の方から、被害者がどういう被害を受けたのか、裁判員の方に生の証拠を見てほしいと言われることがあります。裁判で真実を見て判断していただくことと、裁判員が証拠によって苦痛を感じてしまうことと、バランスに苦慮しているところです。

鈴木弁護士

被告人質問や証人尋問を聞いているとき、メモを取るのと、発言者の表情をみると、バランスが難しいと思うのですが、いかがでしたか。

裁判員経験者 2 番

私はメモを取りませんでした。顔を良く見ていたかと言われると、そうでもないです。

裁判員経験者 1 番

私はメモを一生懸命取っており、終わったらメモが 4 冊になりました。

裁判員経験者 3 番

初めは表情を注視していたと思います。後半は慣れてきたので、徐々にメモを取るようになりました。裁判の当初は、裁判員席に座ることの緊張で、メモの余裕がありませんでした。二日目の被告人質問ではメモを取っていたと思います。

裁判員経験者 4 番

被告人の質問が聞き取りづらかったので、メモを取るよりも、顔や態度を中心に見ていました。

鈴木弁護士

伝える技術の大切さを痛感しています。人が反省しているかどうかは、直感で感じ取る面もあると思いますし、目で見てもらうことで分かることもあると思います。弁護人として、被告人の顔を見てもらいたいときは、工夫して質問しないと、本当に伝えたいことが裁判員に伝えられないこともあります。引き続き、検討していきたいと思います。

評議について

司会者

評議については、いかがでしょうか。1 番の方は補充裁判員でしたので、自ずと制限がありました。

裁判員経験者 2 番

言いたいことは言えたという印象があります。一方、被害者に感情移入しすぎたなどとも思います。評議の中で冷静さを取り戻しました。

裁判員経験者 1 番

意見を十分に聞いていただいて、膨大な証拠書類でしたが、十分に話を進められたと考えています。疑わしきは罰せずという基本原理をきちんと説明していただきました。

裁判員経験者 3 番

評議のポイントが分かりやすく、裁判長の司会の下、スムーズに流れていたと思います。評議という作業は、非常に難しいものだと感じました。日常生活で、犯行の悪質性の程度を考える機会はありませんので、○か×かだけでなく、程度を考える作業は難しく、他の人の発言を聞き、それもそうだなと思うこともありました。自分は職業裁判官ではないので、公平に証拠を見るという大前提はあるものの、どうも思考が被害者寄りに傾くことがあり、それを修正しながら公正に取り組もうとしていました。

裁判員経験者 4 番

言葉は悪いですが、当初は、裁判員はお飾りだと思っていました。裁判員は裁判官と同等なのだと説明されて、お飾りでないと知りました。私は、加害者の権利が重要視され、被害者の権利が軽すぎると感じています。私自身はもっと重くても良いと思って、決め方が分からないので、結局は前例に落ち着くのかなとも感じています。

全般的な感想、裁判員の負担感等について

司会者

では、全般的な感想に移ります。裁判員裁判に参加する前の不安感と、経験した後の御感想について、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

周囲に経験者がいなかったもので、名簿に登載されたと通知が来て、いや参ったなど。上司には選ばれる可能性がある旨を伝えていました。半年くらい音沙汰がなく、このまま過ぎればやらずに済むのかなと思っていたら、選任手続がありますと。選任手続には結構な人数がいて、私の前の人の番号が呼ばれて、これで選ばれないと

思っていたら連続で番号が呼ばれて、そうきたかと。一番不安だったのは、仕事を空けることと、守秘義務という言葉の印象です。裁判自体は分かりやすかったですし、裁判員を務めたことは、自分の中では良い経験になりました。裁判員を務めた直後は、守秘義務が気にもなりましたが、半年過ぎようとしています、あらかた忘れていたというのが率直な感想です。

裁判員経験者 1 番

刑事もののテレビ番組が大好きだったので、是非裁判員を経験したいと思っていました。全く不安はありませんでした。守秘義務が引っかかって、家族に聞かれたらどこまで話したらいいのかなと葛藤がありました。外部の人には何も申し上げておりません。直属の上司には、15日間仕事に穴をあけることになるかと伝えましたが、是非行っておいでと言っていただきました。半年が過ぎても、この経験は本当の宝物になっています。

裁判員経験者 3 番

希望してできる経験ではないので、抽選会場に来たときは、もし選ばれればやってみたいなという気持ちもありました。凄惨な現場に対峙しなければいけないことへの不安や、自分で務まるのかという漠然とした不安があったことを覚えています。実際の日程は火曜日から金曜日までで、火曜と水曜は仕事が休みでした。そのため、負担はなく、職場においても休めないという状況はありませんでした。守秘義務の件は、評議の内容は口外出来ないということで何も言うてはいませんが、妻と話をしたときに、妻も言わないでくれと。そのように感じることもあるのかなと思います。私自身はストレスを感じることもなく、もう4か月経ちますが、事件のことをふと思い出すなどということもなく、記憶も薄れてきていると思います。経験して良かったと思います。

裁判員経験者 4 番

初めに通知が来たときは、やったという気持ちでしたが、その後8か月間何も連絡がなく、12月が過ぎて、選任手続期日の通知が来て、貴重な体験をさせていただきました。選ばれたときは、刑法は大学で学んだだけで全然分からないと思いましたが、検察官や弁護人の丁寧な資料で、法律の知識が必要ないくらいに書いていただきましたので、助かりました。周りに通知を受けた方がいたら、私自身は勧められるなと思います。

司会者

ここが負担になったというところがありますか。

裁判員経験者 1 番

あなたが選ばれて、いつからいつまで裁判員裁判に参加するというような、職場に提出できる具体的な書面を発行してもらえれば良いと思います。

司会者

ストレスについてはいかがですか。

裁判員経験者 4 番

暴力団関係の殺人事件等で裁判員だった場合、公開の裁判ですので、関係者が傍聴に来ていて、それで後で何か、という心配はなきにしもあらずです。

司会者

最後に、今後裁判員を務められる方にお伝えいただけることがあれば、お話しただけですか。

裁判員経験者 1 番

私は、裁判員を経験して、とても良かったので、恐れることなく、心配することなく、私にも出来たのであなたにも出来ますよと一言伝えたいです。

裁判員経験者 2 番

そうそう経験できない分野でもありますし、自分の知らない世界を知る良い経験ができたと思っているので、チャンスがあれば、是非参加したらよろしいかと思えます。

裁判員経験者 3 番

経験した感想としては、良い経験をしたと思っています。この制度を知った上で、辞退する選択肢もあって然るべきと思いますが、初めからやらないという選択をせずに、制度自体をよく知って、よく考えてもらうというのは大事なことなのだと思います。

裁判員経験者 4 番

専門的な知識がなくても、検察官や弁護人が丁寧な資料を用意してくれていますので、安心してやってください。ひな壇に立つ機会は一生ないでしょうから、絶対やってみてください。

法曹からの質問等

齋藤裁判官

裁判員を経験した前後で、犯罪に関する報道への受け止め方が変わったなどということがありますか。

裁判員経験者 4 番

裁判員裁判の量刑が重く、それ以外が軽いという差があり、10年経っても縮まっていないという報道があります。そういったことになぜだろうと感じています。

裁判員経験者 3 番

変化がありました。ニュース等の刑事事件は、簡略化されてセンセーショナルに報道されて、受け手は知った気になるのですが、事件を深く考察すると、それぞれにそれぞれの状況があって、量刑を出すのは難しいなど。一つ一つの事件について、苦心して判断されているのだと思いますし、刑事事件の量刑を見るときに感じるものが変わったと思います。

裁判員経験者 2 番

なんとなく受け流していたものについて、興味を持つというか、どういうことが起きたのかなと見るようになりました。

裁判員経験者 1 番

新聞を広げて読むようになりました。私はテレビ人間でしたが、裁判員を経験して、テレビドラマはやっぱり脚色しているなど感じ、あまりテレビドラマを見ないようにになりました。テレビドラマだと「被告人」と呼ぶのを、実際の法廷では、弁護人は「〇〇さん」と呼ぶのだなと知りました。

鈴木弁護士

被告人を「〇〇さん」と呼称するのは工夫の一つです。法律用語から受けるニュアンスは、法律家と市民の方とでは異なるのかなと。一つ一つ工夫しながらやっていくことが必要だと思います。

菊池裁判官

一日当たりの負担感はいかがでしたか。裁判所としては、午前10時から午後5時くらいまでで予定を組み、1時間に1回くらい休憩を取っていましたが、どのように感じましたか。

裁判員経験者 4 番

良かったのですが、補充裁判員を増やして、途中で交代できるような制度になれば

ば、参加しやすいのではないのでしょうか。

裁判員経験者 2 番

普段の出勤時間に家を出れば間に合いましたし、帰りが特別遅くなることもなく、普段の生活を乱さずに参加できました。むしろ雪が降って宿泊した時に、時間を持って余したくらいでした。こんなものかなと思って参加していました。

裁判員経験者 1 番

大変な事件でしたので、あのくらいで良かったのではないのでしょうか。

裁判員経験者 3 番

適切だったと思います。温かい飲み物や、お菓子の準備もあって、快適に過ごせるような環境作りの工夫がありました。時間も適切だったと思います。

田中検察官

1 番、2 番の方の担当された事件について、論告の情報量はいかがでしたか。消化不良にはなりませんでしたが。評議の中で、検察官の立証が再現されていましたでしょうか。

裁判員経験者 1 番

適切だったと思います。

裁判員経験者 2 番

こんなものなのかなと思いましたし、記憶を呼び戻すにも多すぎるということはありませんでした。

報道機関からの質問等

報道機関 1

裁判員を経験されて、他の刑事事件を新聞で見るときに、経験されたからこそ、見方や価値観が変わったとか、そのような御経験があれば、教えていただきたい。併せて、報道としてどうあるべきかについても御意見をいただけますか。

裁判員経験者 1 番

実際の裁判を経験して、テレビドラマとは違うのだということです。新聞に目を通すようになりました。

裁判員経験者 2 番

この事件が裁判員裁判になるのかなという見方が出ることと、聞き流しが多かったのですが、どういった事件なのかなど、以前よりも見方が深まったというか、広

がったという感じがあります。

裁判員経験者 3 番

経験するまでは、こんな酷いことをしているのに刑が軽すぎるのではないかと感じるが多かったです。事件について何となく分かった気になっていましたが、裁判員を経験した後は、実際にどういうことが行われたのか、より事件について考えるようになりました。

裁判員経験者 4 番

殺人事件の報道を見ていて、人の命は軽いのかと思うようになりました。人を殺しても数年で出所してしまうのかと、考えさせられました。

報道機関 2

辞退率が上昇していることについて、どういう対策が必要と考えますか。御自身の感じたことと合わせて、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

自分は、確かに困ったなというのもありましたが、興味と半々でした。選任手続期日の知らせを見た時に、自分の職場で同様の人を探したのですが、辞退している人も選ばれている人もいないようでした。辞退の理由を探して自分を納得させようとも考えましたが、周りの方の理解を受けて、是非出るべきだと考えました。辞退率を低下させるには、制度の理解が大きいと思います。単純に不安に思っている人が減れば、辞退者が減るのではないかと考えています。

裁判員経験者 3 番

日常生活や、仕事をストップして参加することになるので、損得勘定で考えれば、参加して得はないとして辞退する人の心境も十分わかります。自分は仕事をストップするような支障がありませんでした。15日間であれば難しいとも思います。自分には好奇心があって、どういう経験ができるのかと考え、それで参加しました。制度を知らずに辞退をするのは、機会を失うことになるので、制度の理解を深めていくと、仕事などの支障がない方の参加は増えていくのではないのでしょうか。参加して良かったという経験者の感想の統計があるようですし、良かったというのが実情だと思います。

裁判員経験者 4 番

報道機関で制度の負の部分の大々的に報道しますが、検察官や弁護人が資料を作

り、裁判官が和やかに進めていることを報道してもらえば、辞退率も減るのではと思います。

報道機関 3

制度が目的とする「市民感情を反映させる」点と、実際に裁判員として判断することの難しさ、ギャップについてはいかがでしたか。

裁判員経験者 2 番

第三者的に冷静にならないといけないと思いながら、議論の当初は被害者に感情移入して言葉が出なくなることがありました。話を進める中で冷静になっていきました。

裁判員経験者 4 番

裁判員を経験するまでは、刑を重くしていいのではないかと思っていましたが、実際に裁くとなると、本当にこれでいいのかというプレッシャーがありました。裁判官の方は非常に大変だなと思いました。

報道機関 4

2 番の方の発言で、火傷等の証拠の取扱いについての発言がありましたが、内容を確認させていただけますか。

裁判員経験者 2 番

火傷の跡は生々しいので、配慮しても良いのではないかと思いましたが、骨の写真は、バラバラのもので、骨かどうかもよく分からず、特段のマスキング等の加工がなくても、ショックは受けないだろうと感じたということです。

報道機関 5

県内の辞退率が上がっていることについて、裁判所としては、どのような問題点、課題があると考えていますか。

司会者

裁判所としては、先に 2 番の方が発言されたとおり、制度を理解していただくための説明や広報活動を継続することと、一つ一つの事件にしっかり取り組むことと考えております。

報道機関 6

加工した写真などが主流となってきていますが、オリジナルの証拠を見ていたら、御自身の心理的負担が大きかったか、あるいは判断が変わっていたかについては、

いかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

悲惨さ、ひどさが伝われば、加工していても変わらないと思いますが、そのものずばりの証拠のほうが受けるショックは大きいと思います。判断は変わらなかったと思います。

裁判員経験者 1 番

加工されていても事件の悲惨さは伝わります。加工されていない証拠を見ていたら、今に尾を引いたと思います。

司会者

裁判員経験者の皆様におかれましては、忌憚のない率直な御意見をいただき、ありがとうございました。今日いただいた御意見を参考にして、法曹三者一丸となって、より良い裁判員裁判の制度運営を目指して、今後の10年、さらに後の10年と、不断の努力を続けて参ります。今後とも御協力をお願いいたします。

以 上